破産手続廃止

平成２４年（フ）第６号
栃木県那須塩原市西三島３丁目183番地24、前住所栃木県那須塩原市太夫塚５丁目221番地383
破産者　小池　一徳
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第２３号
栃木県大田原市浅香２丁目3380番地122
破産者　永山美千代
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第７７４号
大阪市中央区島之内１丁目３番17号、商業登記簿上の本店所在地の表示大阪市中央区（大阪市南区島之内１丁目３番17号）
破産者　堀江株式会社
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３９３号
大阪市鶴見区鶴見２丁目24番23号
破産者　有限会社関西興業
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５１１号
札幌市豊平区美園１条１丁目３番17号　ほがらかマンション６号
破産者　関　　和哉
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町木野川151番地30
破産者　株式会社イワタ創建
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８９号
北海道釧路市武佐５丁目５番６号
破産者　有限会社ブランド・エフォート
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津字松台547―１
破産者　株式会社エコハウス
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１１５号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2941番地ホ
破産者　平穏木材株式会社
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
愛知県碧南市向陽町２丁目40番地２
破産者　有限会社古山組
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４０２号
愛知県豊田市二タ宮町高ボタ10番地
破産者　株式会社高山工務店
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
滋賀県彦根市小泉町78番地の15
破産者　株式会社近江水産
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第９３１号
さいたま市岩槻区太田１丁目２番28号
破産者　岩槻青果市場商業協同組合
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３７２号
北海道石狩郡当別町栄町335番地の１
破産者　泉亭建設株式会社
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６９号
秋田市新屋元町９番５号
破産者　合資会社佐藤商店
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０号
最後の住所秋田市新屋元町９番５号
破産者　亡佐藤文一郎相続財産
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１２号
山形市和合町２丁目５番41号の２
破産者　山形県花き事業協同組合
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６９４号
名古屋市北区中味鋺１丁目211番地　フロンティア味鋺２Ｃ号、開始決定時の住所名古屋市昭和区山中町２丁目31番地
破産者　平野　彰男
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５０号
最後の住所大阪市西成区花園南２丁目８番19―804号
破産者　被相続人亡松山秀夫相続財産
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５１号
大阪市北区山崎町１番６号
破産者　大建測量設計株式会社
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１６６号
大阪府守口市日光町３丁目６番　第３ニシキマンション104号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区新町２丁目14番15号
破産者　堂島鋼業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部